

東京都都民の森条例施行規則（平成二年東京都規則第九十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>（施設の休業日及び利用時間）</p> <p>第一条 東京都都民の森条例（平成二年東京都条例第六十二号。以下「条例」という。）第四条に規定する施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>一 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたるときは、その翌日</p> <p>二 一月一日から同月三日まで</p> <p>三 十二月二十九日から同月三十一日まで</p> <p>2 前項第一号の規定にかかわらず、四月二十九日から五月五日まで、七月二十一日から八月三十一日まで及び十月一日から十一月三十日までの間は、休業日を設けない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 条例第四条に規定する施設の利用時間は、別表のとおりとする。</p> <p>4 知事は、管理上必要があると認めるときは、前項の利用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、条例第十一条の規定により指定管理者（条例第十二条第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が都民の森の管理に関する業務を行う場合にあつては、当該指定管理者は、利用者の利便を図る場合で、第一項ただし書又は前項の規定により知事が行う変更を待ついとまがないと認めるときは、臨時に休業日を変更し、又は利用時間を延長することができる。</p> <p>6 指定管理者は、前項の規定により臨時に休業日を変更し、又は利用時間を延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。</p>	<p>（施設の利用時間）</p> <p>第一条 東京都都民の森条例（平成二年東京都条例第六十二号。以下「条例」という。）第四条第二項に規定する施設の利用時間は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 知事は、管理上必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。</p>

<p>第二条から第四条まで (現行のとおり)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第五条 指定管理者(条例第十二条第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)(は、条例第六条第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)(の額の承認を受けよつとときは、利用料金承認申請書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、条例第五条の承認の際に收受するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、指定管理者が指定した日時に收受するものとする。</p> <p>(利用予納金)</p> <p>第六条 利用予納金は、利用の申請の際に收受する。</p> <p>(指定管理者の申請)</p> <p>第七条 条例第十二条第一項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第八号様式)に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。</p> <p>一 定款、寄付行為又はこれらに類するもの(地方公共団体を除く。)</p> <p>二 法人の登記事項証明書(法人に限り、地方公共団体を除く。)</p> <p>三 事業計画書</p>	<p>第二条から第四条まで (略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第五条 条例第六条第一項の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。</p> <p>(使用料の減額及び免除)</p> <p>第六条 条例第六條第二項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、官公署が公益のために利用し、又は依頼する場合その他局長が必要があると認める場合とする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、減額することができる額は、別表第二に定める使用料の額の五割に相当する額とする。</p> <p>3 条例第六條第一項の規定により使用料の減額又は免除を受けよつとする者は、東京都民の森施設使用料減額・免除申請書(別記第七号様式)を局長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の還付基準等)</p> <p>第七条 条例第七條ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、条例第八條第三号又は第四号の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止を命じた場合とする。</p> <p>2 前項の規定による使用料の還付については、次に定めるところによる。</p>
--	--

<p>四 都民の森又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>六 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p>	<p>一 利用開始前又は利用承認時間の三分の一を経過しない場合 全額</p> <p>二 利用承認時間の三分の二を経過しない場合 半額</p> <p>(使用料の還付手続)</p>
<p>第八条 条例第十二条第二項第五号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 災害時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。</p> <p>二 都民の森又はこれに類する施設における良好な管理業務の実績を有すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都民の森の適正な管理運営を行うために知事が定める基準</p> <p>(指定管理者に関する読替え)</p>	<p>第八条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記第八号様式)を局長に提出しなければならない。</p>
<p>第九条 条例第十一条の規定により指定管理者が都民の森の管理に関する業務を行う場合についての第二条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「東京都環境局長(以下「局長」という。)とあり、及び「局長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>	

別表第一（第一条関係）

東京都民の森の名称	東京都檜原都民の森	施設の名称	（現行のとおり）	利用時間	（現行のとおり）
東京都奥多摩都民の森	栃寄森の家 駐車場				午前九時から午後五時までとする。ただし、連続する二日以上利用の場合は、その初日の午前九時から最終日の午後五時（最終日が休業日の場合は午前十時）までとする。

別表第一（第一条関係）

東京都民の森の名称	東京都檜原都民の森	施設の名称	（略）	利用時間	（略）
東京都奥多摩都民の森	栃寄森の家 駐車場				午前九時から午後五時までとする。ただし、連続する二日以上利用の場合は、その初日の午前九時から最終日の午後五時までとする。

別表第二（第五条関係）

使用者種別	一般	利用単位	金額
	児童、生徒及び学齢に達しない者		
			千五百円
			三千円

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒をいう。
- 2 一般とは、児童、生徒及び学齢に達しない者以外の者をいう。
- 3 学齢に達しない者は、その宿泊に一寝具を使用した場合のみ使用料を徴収する。

別記第1号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用申請書	
年 月 日	
_____ 殿	
東京都都民の森の施設を利用したいので、東京都都民の森条例 <u>第5条</u> <u>第5条</u> 及	
び第11条第2項第1号の規定により、次のとおり申請します。	
申請者	氏名又は名称 住所又は所在地 電話
利用しようとする施設名	1 東京都檜原都民の森 (1) 森林館（研修室・会議室） (2) 木材工芸センター（木工室・木工教室） 2 東京都奥多摩都民の森栃寄森の家研修室
利用人数	人
利用しようとする目的	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで

（日本工業規格 A 列 4 番）

別記第1号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用申請書	
年 月 日	
東京都環境局長 殿	
東京都都民の森の施設を利用したいので、東京都都民の森条例 <u>第5条</u> の規定により、次のとおり申請します。	
申請者	氏名又は名称 住所又は所在地 電話
利用しようとする施設名	1 東京都檜原都民の森 (1) 森林館（研修室・会議室） (2) 木材工芸センター（木工室・木工教室） 2 東京都奥多摩都民の森栃寄森の家研修室
利用人数	人
利用しようとする目的	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで

（日本工業規格 A 列 4 番）

第2号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用申請書

年 月 日

_____ 殿

東京都都民の森の施設を利用したいので、東京都都民の森条例 第5条
第5条及
び第11条第2項第1号の規定により、次のとおり申請します。

申請者	氏名又は名称				
	住所又は所在地	電話			
利用しようとする施設名		東京都奥多摩都民の森栃寄森の家宿泊室			
利用年月日		年 月 日から 年 月 日まで			
種別		人数	泊数	単価	金額
宿泊	一般	人	泊	円	円
	児童、生徒及び学齢に達しない者	人	泊	円	円
	合計	人	泊	円	円

（日本工業規格 A 列 4 番）

第2号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用申請書

年 月 日

東京都環境局長 殿

東京都都民の森の施設を利用したいので、東京都都民の森条例 第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	氏名又は名称				
	住所又は所在地	電話			
利用しようとする施設名		東京都奥多摩都民の森栃寄森の家宿泊室			
利用年月日		年 月 日から 年 月 日まで			
種別		人数	泊数	単価	金額
宿泊	一般	人	泊	<u>3,000円</u>	円
	<u>小中高生</u>	人	泊	<u>1,500円</u>	円
	合計	人	泊	円	円

（日本工業規格 A 列 4 番）

第3号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用承認書	
第 号	年 月 日
印	
東京都都民の森条例 <u>第5条</u> の規定により、次 <u>第5条及び第11条第2項第1号</u> のとおり承認します。	
申請	氏名又は名称 住所又は所在地
利用を承認する施設名	1 東京都檜原都民の森 (1) 森林館（研修室・会議室） (2) 木材工芸センター（木工室・木工教室） 2 東京都奥多摩都民の森栃寄森の家研修室
利用人数	人
利用の目的	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 年 月 日 午前 時 分まで 午後

（日本工業規格 A 列 4 番）

第3号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用承認書	
第 号	年 月 日
東京都環境局長 印	
東京都都民の森条例 <u>第5条</u> の規定により、次のとおり申請します。	
申請者	氏名又は名称 住所又は所在地 電話
利用を承認する施設名	1 東京都檜原都民の森 (1) 森林館（研修室・会議室） (2) 木材工芸センター（木工室・木工教室） 2 東京都奥多摩都民の森栃寄森の家研修室
利用人数	人
利用の目的	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 年 月 日 午前 時 分まで 午後

（日本工業規格 A 列 4 番）

第4号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用承認書

第 号
年 月 日
_____ 印

東京都都民の森条例 第5条 の規定により、次
第5条及び第11条第2項第1号
のとおり承認します。

申請者	氏名又は名称				
	住所又は所在地	電話			
利用を承認する施設名		東京都奥多摩都民の森栃寄森の家宿泊室			
利用年月日		年 月 日から 年 月 日まで			
種別		人数	泊数	単価	金額
宿泊	一般	人	泊	円	円
	<u>児童、生徒及び学 齢に達しない者</u>	人	泊	円	円
	合計	人	泊	円	円

（日本工業規格 A 列 4 番）

第4号様式（第2条関係）

東京都都民の森施設利用承認書

年 月 日
年 月 日
東京都環境局長 印

東京都都民の森条例 第5条 の規定により、次のとおり承認しま
す。

申請者	氏名又は名称				
	住所又は所在地	電話			
利用を承認する施設名		東京都奥多摩都民の森栃寄森の家宿泊室			
利用年月日		年 月 日から 年 月 日まで			
種別		人数	泊数	単価	金額
宿泊	一般	人	泊	<u>3,000円</u>	円
	<u>小中高生</u>	人	泊	<u>1,500円</u>	円
	合計	人	泊	円	円

（日本工業規格 A 列 4 番）

第5号様式（第4条関係）

東京都都民の森施設利用変更申請書

年 月 日

_____ 殿

東京都都民の森の施設の利用について、次のとおり変更したいので、東京都都民の森条例施行規則 第4条第1項 の規定により、申請し 第4条第1項及び第9条 ます。

申請者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	電話
承認の日及び番号	年 月 日	第 号
変更事項		
変更理由		

（日本工業規格 A 列 4 番）

第5号様式（第4条関係）

東京都都民の森施設利用変更申請書

年 月 日

東京都環境局長 殿

東京都都民の森の施設の利用について、次のとおり変更したいので、東京都都民の森条例施行規則 第4条第1項 の規定により、申請します。

申請者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	電話
承認の日及び番号	年 月 日	第 号
変更事項		
変更理由		

（日本工業規格 A 列 4 番）

第6号様式（第4条関係）

東京都都民の森施設利用変更承認書

第 号
年 月 日
_____ 印

東京都都民の森の施設の利用について、次のとおり変更したいので、東京都都民の森条例施行規則 第4条第2項 の規定により、申請し 第4条第2項及び第9条 ます。

申請者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	電話
承認の日及び番号		年 月 日 第 号
変更事項		

（日本工業規格 A 列 4 番）

第6号様式（第4条関係）

東京都都民の森施設利用変更承認書

第 号
年 月 日
東京都環境局長 印

東京都都民の森条例施行規則 第4条第2項 の規定により、次のとおり承認します。

申請者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	電話
承認の日及び番号		年 月 日 第 号
変更事項		

（日本工業規格 A 列 4 番）

第7号様式（第5条関係）

東京都都民の森利用料金承認申請書

年 月 日

東京都知事 殿

指定管理者 所在地
名称
代表者
電話番号

東京都都民の森条例第6条第2項の規定により、利用料金の額を下記のとおり定めたいので、申請します。

記

<u>有料施設等の名称</u>	<u>期間</u>	<u>利用内容</u>	<u>利用料金の額</u>

（日本工業規格 A 列 4 番）

第7号様式（第6条関係）

東京都都民の森施設使用料 減額 免除 申請書

年 月 日

東京都環境局長 殿

東京都都民の森条例第6条第2号の規定により、使用料の 減額 を受けた 免除

いので、次のとおり申請します。

<u>申請者</u>	<u>氏名又は名称</u>	
	<u>住所又は所在地</u>	<u>電話</u>
<u>利用しようとする施設</u>	<u>東京都奥多摩都民の森柝寄森の家宿泊室</u>	
<u>利用年月日</u>	<u>年 月 日から 年 月 日まで</u>	
<u>使用料の</u>	<u>減額</u>	
	<u>免除</u>	
<u>を受けようとする理由</u>		

（日本工業規格 A 列 4 番）

第8号様式（第7条関係）

東京都都民の森指定管理者指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり東京都都民の森の管理に関する業務を行いたいので、東京都都民の森条例第12条第1項の規定により申請します。

記

1 管理を行う都民の森の名称	
2 管理を行う都民の森の所在地	
3 添付書類 (1) 定款、寄付行為又はこれらに類するもの（地方公共団体を除く。） (2) 法人の登記事項証明書（法人に限り、地方公共団体を除く。） (3) 事業計画書 (4) 都民の森又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類 (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類 (7) その他知事が必要と認める書類	

（日本工業規格 A 列 4 番）

第8号様式（第8条関係）

使用料還付請求書

年 月 日

東京都環境局長 殿

申請者
住所
氏名 印
連絡先電話

東京都都民の森条例第7条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、使用料の還付を受けたいので、請求します。

記

- 1 施設の名称
東京都奥多摩都民の森柗寄森の家宿泊室
- 2 承認年月日
年 月 日
- 3 納入年月日
年 月 日
- 4 還付を受けようとする金額
- 5 還付を受けようとする理由

（日本工業規格 A 列 4 番）

附則

1 この規則は、平成一七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に東京都都民の森条例の一部を改正する条例（平成一七年東京都条例第 号。以下「改正条例」という。）による改正前の東京都都民の森条例（平成二年東京都条例第九十八号。以下「旧条例」という。）第十二条第一項の規定により管理を委託している都民の森に対するこの規則による改正後の東京都都民の森条例施行規則第五条及び別記第七号様式の規定の適用については、この規則の施行の日から平成一八年九月一日（同日前に改正条例による改正後の東京都都民の森条例第十二条第二項の規定により当該都民の森の施設の指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間、同条及び同様式中「指定管理者」とあるのは、「管理受託者（東京都都民の森条例の一部を改正する条例（平成一七年東京都条例第 号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の条例第十二条第一項の規定により都民の森の管理に関する事務の委託を受けた者をいう。）」と読み替えるものとする。

